

# COP25結果報告

## パリルールブック パリ協定第6条

気候変動とエネルギー領域/ プログラムマネージャー  
高橋健太郎

# COP25 マドリードのハイライト

- 史上最長のCOP（2日間延長）
- パリ協定実施ルールの積み残しであるパリ協定第6条に注目が集まったが合意なし（6条交渉の最終局面において、日本がリードをし、小泉環境大臣は各国とバイ会談を30回以上実施）
- ロス&ダメージに関するワルシャワ国際メカニズムのレビュー実施
- ブルーCOPと位置付けられ、海洋をテーマとするイベントを多数開催
- グレタ・トゥーンベリ氏とマドリード市内での気候マーチ
- 2020年11月にグラスゴー（英国）にてCOP26開催を決定



# パリ協定第6条（市場メカニズム）

市場メカニズムとは、他国での温室効果ガスの削減貢献分を自国の削減としてカウントする仕組みのこと。

パリ協定第6条2項（協力的アプローチ（以下、6.2項））

ある国で得られた緩和成果（Internationally Transferred Mitigation Outcomes: ITMOs）が、クレジットや排出枠などとして国際的に移転され、それを獲得した国が排出削減目標の達成に利用。

各国主導型  
（排出量取引の  
リンク、JCM等  
が実例）

パリ協定第6条4項（持続可能な開発に貢献するメカニズム（以下、6.4項））

国連管理型のCDM後継メカニズム。本メカニズムから生成される排出削減量は、他の締約国による国別目標の達成目的で用いられた場合、ホスト国の国別目標の達成に用いることができない。

国連管理型  
（CDMの  
移管も議論）

パリ協定第6条8項（非市場アプローチ（以下、6.8項））

緩和、適応、資金、技術移転、キャパシティビルディング（能力構築）等、あらゆるものを含む枠組み。

非市場アプ  
ローチの詳  
細は未定

# COP25における6条交渉の流れ

## 1週目

- 2日目より各国の代表レベルで議論
- その後、専門家レベルで交渉を開始
- Get togetherモードで深夜まで作業
- 12月4日～9日にかけて、交渉テキストを3回更新
- 専門家レベルでの交渉が終了した段階で、テキストのオプション数は6条全体で合計40、ブラケットは合計422

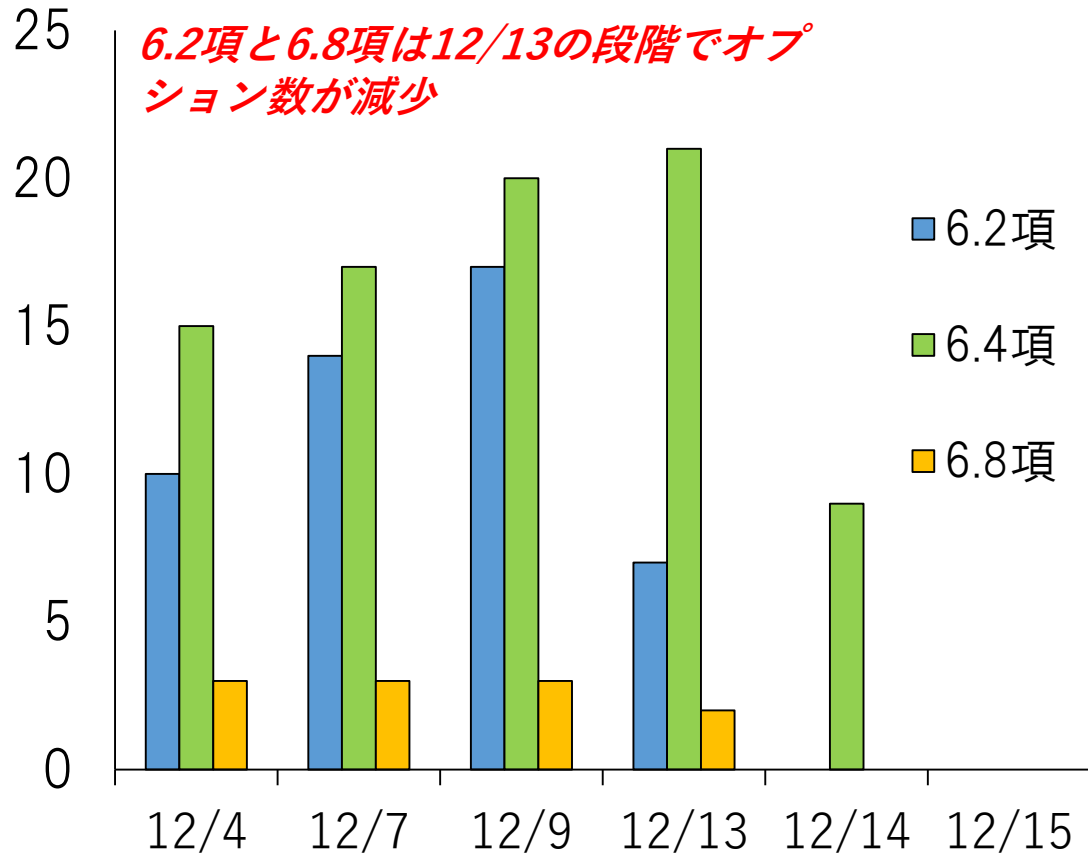
## 2週目

- 12/10より閣僚級レベルで議論を開始し、専門家レベルでも自主的に議論
- 交渉が大きく動き始めたのは12月13日（金）21時半以降
- 12月13日～15日にかけて、交渉テキストを3回更新
- 12月15日深夜時点で、6.8項は概ね合意。6.2項、6.4項の残された課題を議論

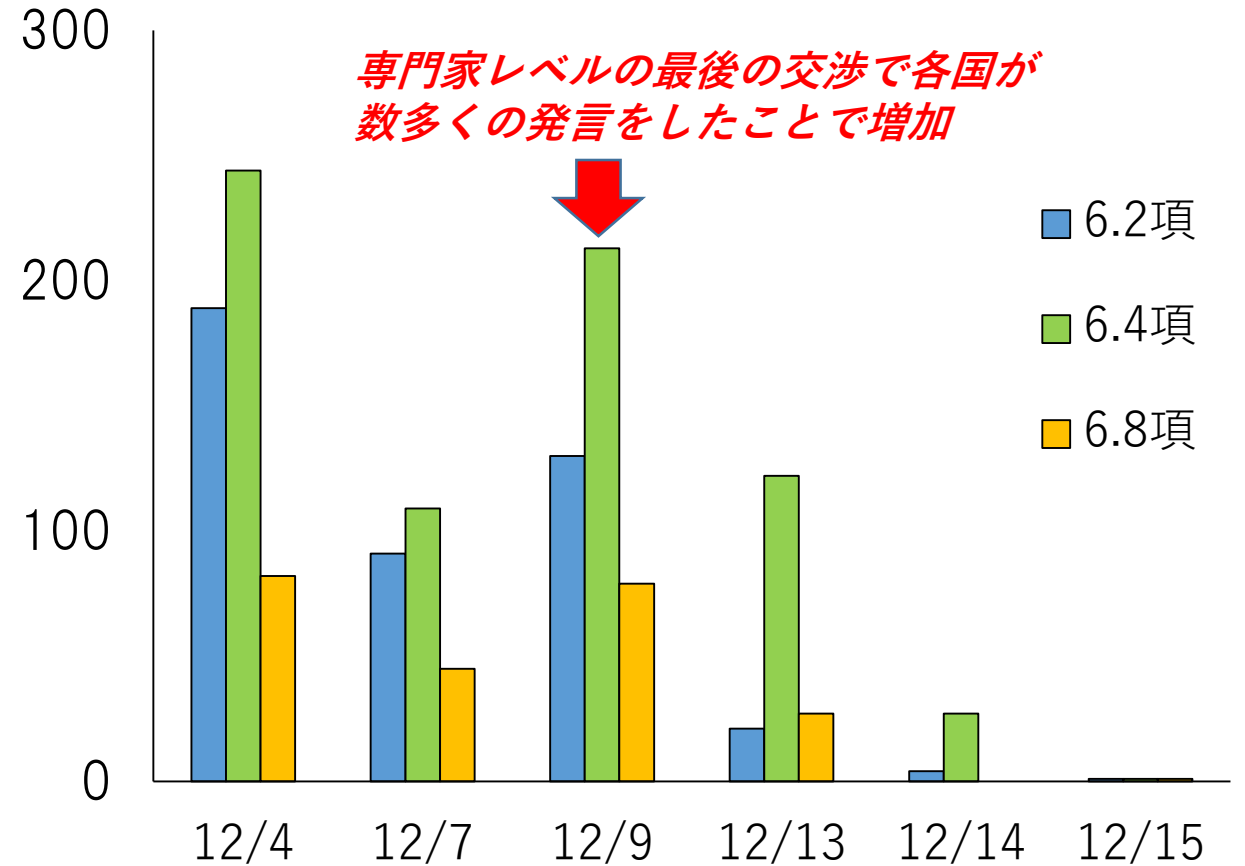


# 6条交渉テキストの変化

## 交渉テキストのオプション数の増減



## 交渉テキストのブラケット数の増減



※オプションとブラケットは、交渉テキストにおいて各国で合意がとれていない場合に表示されるもの。



# 6条の交渉テキスト概要

## 6.2項のテキスト構成 (ガイダンス)

- ・ CMA決定文（今後の作業計画内容）
- ・ ITMOsの定義
- ・ 参加要件
- ・ 相当調整の方法（トラジェクトリーと平均）
- ・ NDC内外双方に相当調整を適用
- ・ 報告とレビューの内容
- ・ 6条データベースと中央アカウント報告プラットフォーム
- ・ 適応への支援

## 6.4項のテキスト構成 (ルール・モダリティ・手続き)

- ・ CMA決定文（今後の作業計画内容）
- ・ 6.4項の定義
- ・ 6.4項を監督する組織のメンバー構成やルール等
- ・ 参加要件
- ・ 方法論
- ・ 適応のための課税的措置（SOP：Share of Proceeds）
- ・ 世界全体の排出削減（OMGE）
- ・ CDM移管

## 6.8項のテキスト構成 (ワークプログラム)

- ・ CMA決定文（今後の作業計画内容）
- ・ 原則
- ・ 非市場アプローチ(NMA)フォーラムの立ち上げ
- ・ ワークプログラムの内容
- ・ ワークプログラムの成果・報告時期と内容

**6条テキストの内容は完成に近づいていたが、一部の論点について、各国間の調整が間に合わなかった。**

CMA：パリ協定締約国会合（Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to the Paris Agreement）

OMGE：Overall Mitigation in Global Emissions

# COP25における6条の論点

6.2項の活動に対し、  
義務的に課税したい  
(発展途上国)

6.2項  
適応のための  
課税的措置 (SOP)

6.2項の活動に対し、  
課税的措置には反対  
(先進国)

\*SOP: Share of Proceeds

6.4項の活動は  
相当調整の対象外  
(ブラジル)

6.4項  
アカウンティング  
(相当調整: CA)

ダブルカウントを防止するた  
めに6.4項の活動に対して  
相当調整を適用  
(多くの国)

\*CA: Corresponding Adjustment

2021年以降、CDMのクレジット  
を自動的に移管したい  
(ブラジル・インド)

6.4項  
プロジェクト活動や  
CERを含めたCDMの  
移管

CDMクレジットの  
自動移管には反対  
(多くの国)

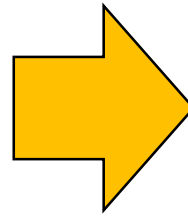
\*CER: Certified Emission Reduction

## 6.2項における課税的措置（SOP）

### 【12月4日時点のテキスト】

複数の選択肢を提示

- ITMOsに対し、[2%・5%・X%分]を適応のために課税
- 2回目以降のITMOsの移転時にはY%まで引き上げ
- CMAで課税レベルを決定



### 【12月15日時点のテキスト】

複数の選択肢が消え、表現を修正

**6.2項に参加する国に、適応基金への貢献を通じて、適応に対する資源を提供し、6.4項で設置されるメカニズムの課税料金に見合った貢献を強く要請**

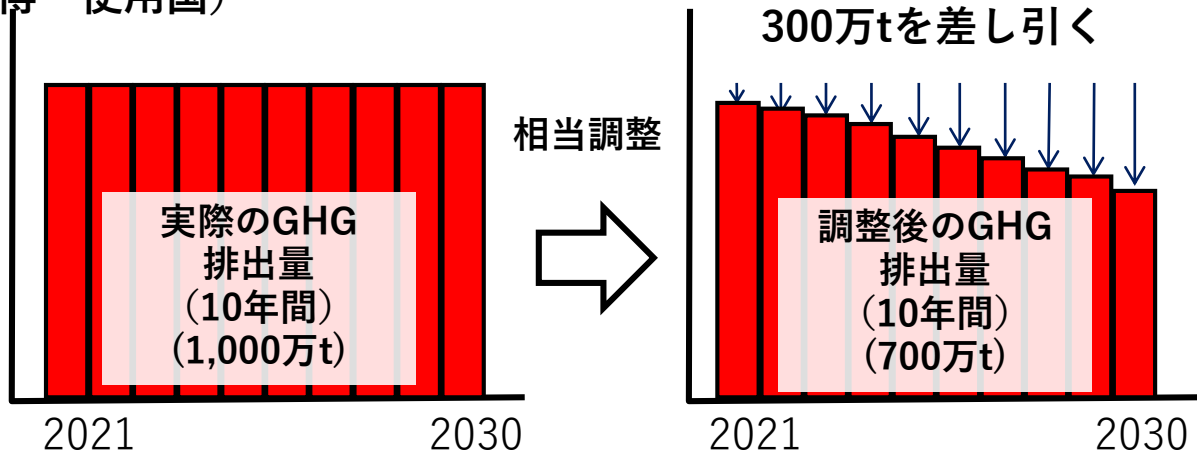
➤ 交渉2週目に入り、ハイレベルセグメントにおいて、スイス・ドイツが相次いで、適応基金への拠出を表明（スイスは1,500万米ドル、ドイツは3,000万ユーロ）。

➤ 結果的に途上国が受入不可、長期的に予見可能な義務的課税を希望。

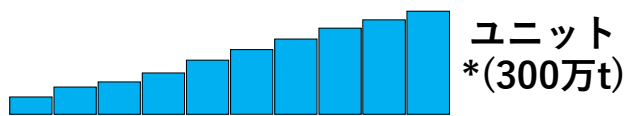


# 6.4項における相当調整：ダブルカウントとは？

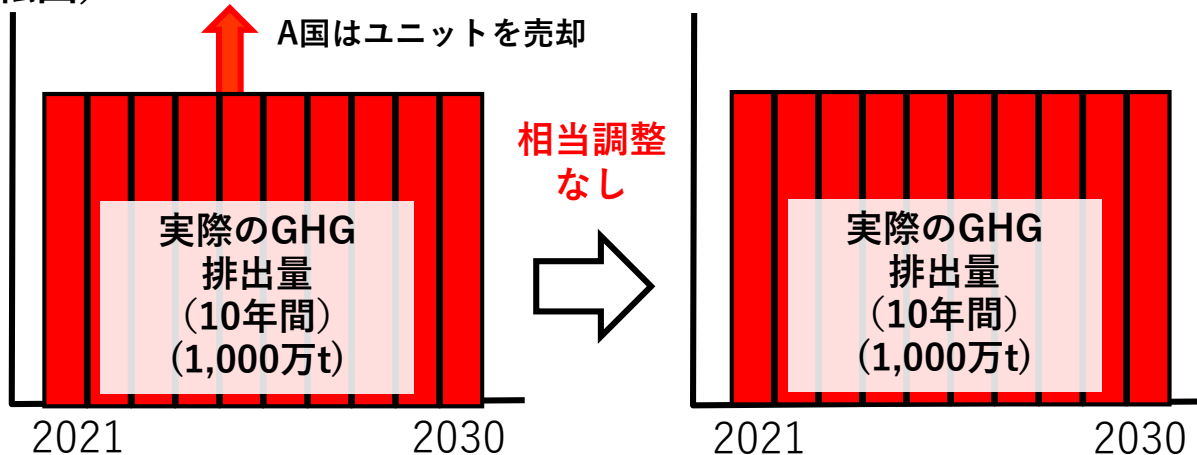
B国 (獲得・使用国)



↑ B国はユニットを購入し、  
目標達成に使用



A国 (移転国)



↑ A国はユニットを売却

A国とB国の実際のGHG排出量の合計は**2,000万t**

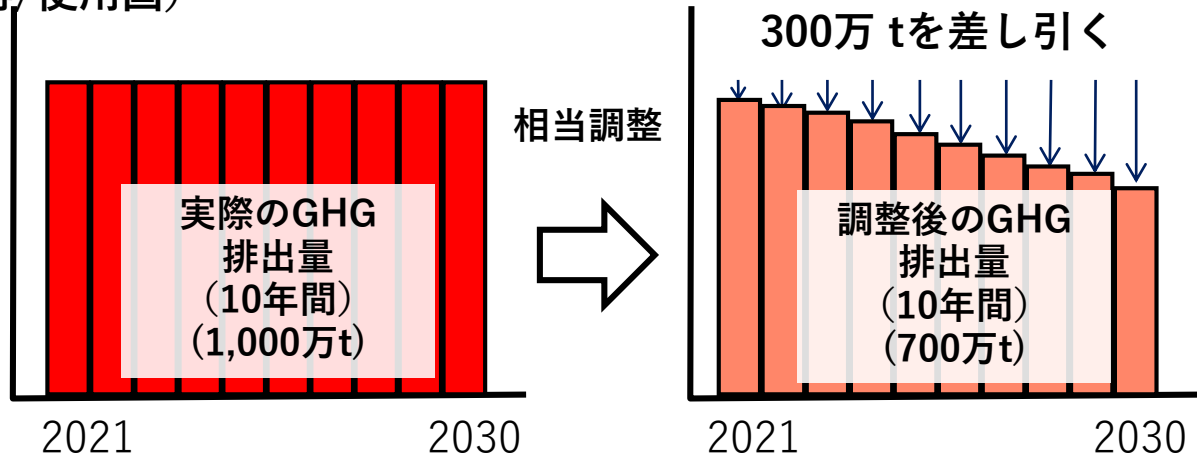
A国の調整後の排出量とB国の実際のGHG排出量の合計は**1,700万t**

(実際のGHG排出量の合計と異なり、**300万tのダブルカウント**が生じる。)

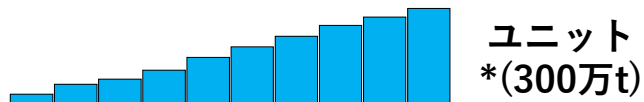
全体の排出量は減ったように見えるが、**実際の排出量は減っていない。**

# ダブルカウントを防止するための方法は？

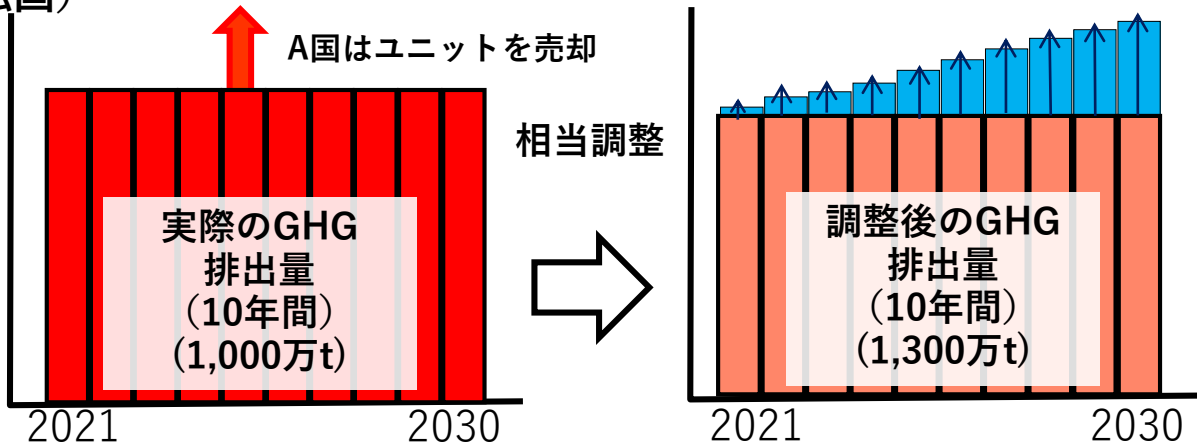
B国（獲得/使用国）



B国はユニットを購入し、目標達成に使用



A国（移転国）



A国はユニットを売却

A国とB国の実排出量の合計 = **2,000万t**

A国とB国の調整後排出量の合計 = **2,000万t**

(ダブルカウントがないため、実排出量の合計値と同じ)

過去の交渉よりブラジルは京都議定書におけるCDMで、ダブルカウントは起きていないと主張。

## 6.4項におけるCDMの移管

### 【12月15日時点の交渉テキスト案】

#### 【プロジェクト活動の移管】

- 2023年12月31日までにCDMプロジェクト活動をホスト国の承認により監督機関へ移管
- 現在のクレジット期間の終了前又は2023年12月31日まで承認済方法論を適用
- 2021年以降に削減した排出削減活動を6.4項のクレジットとして発行可

#### 【CERクレジットの移管】

- [CMAが決定する日]以降に登録されたプロジェクトから発行したクレジット
- 2020年12月31日以前に達成された排出削減又は吸収量のクレジット
- CDMホスト国は、2025年12月31日までNDCに活用可能とし、それまでに活用するCERクレジットは相当調整を適用しない
- NDC達成に向けてCERを活用する参加国は相当調整を適用

# サンホセ原則

- コスタリカが主導し、「国際炭素市場における高い野心と完全性のためのサンホセ原則」を支持する国が12月14日23:45に速報プレスリリースを発表。
- 支持をしたグループは、COP25議長に対し、6条の成果として成功といえる原則を提示（以下、具体的な内容を一部抜粋）。
  - 環境十全性の確保と可能な限り高い野心の実現
  - パリ協定目標達成に向け、京都ユニット使用禁止
  - ダブルカウントの回避と相当調整の実施
  - 気候変動の悪影響に対して特に脆弱な発展途上国が活用できる定量可能で予見可能な財源に貢献

出典: <https://cambioclimatico.go.cr/press-release-leading-countries-set-benchmark-for-carbon-markets-with-san-jose-principles/>

## 31か国が支持

コスタリカ	エストニア
スイス	ニュージーランド
ベリーズ	アイルランド
コロンビア	ラトビア
パラグアイ	オランダ
ペルー	ノルウェー
マーシャル諸島	スロベニア
バヌアツ	ベルギー
ルクセンブルク	フィジー
クック諸島	ポルトガル
ドイツ	フランス
スウェーデン	英国
デンマーク	イタリア
オーストリア	フィンランド
グレナダ	トリニダードトバゴ

# COP25の結果による影響

## 【炭素市場】

- 国連交渉プロセスの遅れにより、既に確立されている二国間や地域間の市場に対する注目が高まり、より多くの機会が提供される可能性。
- COP25閉会プレナリーで、スイスは6.2項のパイロットを進めると発表。COP25の結果は日本政府が実施するJCMに影響がなく、2030年まで制度の運用を継続。
- 民間企業にとって、新たな削減プロジェクト開発の機会を検討するために必要な意思決定が遅れる可能性。
- CDMの移管について結論が得られなかったため、現在のCDM制度としては引き続き、継続。

# 今後の見通し

## 【国際交渉及びパリ協定の実施】

- 2020年6月1日から10日まで6条交渉を実施。12月13～15日にかけて作成されたCOP25議長テキストをベースに交渉。
- COP25で最後まで論点として残された3つの課題以外について、交渉でリオープンされることになれば、再度、交渉に時間を要することが想定される。
- パリ協定第13条の透明性枠組みにおける一部議題で、6条の結果待ちの状態。したがって、今後、透明性枠組みにおける交渉が遅れ、結果として、パリ協定の実施に遅れが生じる可能性。
- NDCにおいて、市場メカニズムを活用する国にとって、6条の結果がなければ、国内で意思決定ができない可能性があり、新たな削減の機会を失う可能性（韓国は6条決定次第で、JCMと類似した二国間のメカニズム設置を検討）。



ご清聴ありがとうございました。

気候変動とエネルギー領域 / プログラムマネージャー

**高橋健太郎**

**IGES** Institute for Global Environmental Strategies  
公益財団法人 地球環境戦略研究機関